

## 柳川市滞在型観光バスツアー助成事業助成金交付事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、柳川市の魅力的な観光地づくりの推進及び観光事業の振興に資するため、柳川市の観光施設等の観覧を目的とした企画旅行（以下「ツアー」という。）を主催する旅行者又は団体に対し、柳川市滞在型観光バスツアー支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する「滞在型観光バスツアー助成事業」（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (事務取扱者)

第2条 この助成金交付に関する事務は、柳川市滞在型観光バスツアー助成事業事務局 代表者 柳川市観光協会々長 渡邊力（以下「事務局」という。）が行うこととする。

### (助成対象者)

第3条 事業による助成対象者は、次の各号の全ての条件を満たすバスツアーを主催する旅行者とする。なお、助成対象者は事務局で内容を審査し、決定するものとする。

- (1) ツアーの往復ともに貸切バスを利用すること。
- (2) 柳川市外からのツアーであること。出発地が柳川市外であること。
- (3) 乗務員、添乗員等を除くツアーの参加者が15人以上であること。
- (4) 次のいずれかの施設を利用するツアーであること
  - ①柳川市内の有料観光施設、市内の飲食店、土産店（昼食又は夕食に限る）を2箇所以上見学、利用すること。
  - ②市内の宿泊施設に宿泊するツアーであること。
- (5) 国又は地方自治体を実施する会議、教育旅行、研修等でないこと。
- (6) ツアーの参加者が特定の政治活動又は宗教活動を目的とした団体でないこと。
- (7) 助成対象者となる旅行者または団体とは、そのツアーを企画する主たる事業者とする。

2 助成対象者は、自己又は自社の役員等及びツアーの参加者全員が、次の各号のいずれかにも該当するものであってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

### (助成額)

第4条 助成金の額は、①市内有料観光施設、飲食店、土産店を2箇所以上利用する一般団体及び募集型バスツアー10,000/台。②宿泊を伴うバスツアー10,000/台。

（①、②のどちらにも該当する場合は20,000/台）とし、

1 企画の上限額は、効果を高めるために必要に応じ定めるものとする。

予算額を超えた時点で終了するものとする。

### (助成金の交付)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ柳川市滞在型観光バスツアー支援事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、事務局に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表（ツアーの名称・行程が分かるもの）

(登録事業者承認通知書)

第6条 事務局は、助成金の交付の申請があった場合において、当該申請の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに登録事業者を決定し、その内容を柳川市滞在型観光バスツアー支援事業登録時業者承認通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、ツアーが完了したときは、柳川市滞在型観光バスツアー助成事業実績報告書(様式第3号)を、実施期間中の各月末にまとめ、翌月10日までに、次に掲げる書類を添えて事務局に提出しなければならない。

- (1) ツアー行程表
- (2) 参加案内(チラシなど募集に関する資料)
- (3) 有料施設、店舗、飲食店利用証明書(様式第4号)
- (4) 宿泊証明書(宿泊助成を受ける場合)(様式第5号)
- (5) 助成金請求書(助成条件をクリアして催行した場合)(様式第6号)
- (6) アンケート

(助成金の額の確定及び交付請求)

第8条 事務局は、前条の規定により実績報告書を受理した場合においては、その内容の審査及び必要に応じて行う調査等により、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定するものとする。

2 事務局は、前項の規定による助成金の額が確定後、柳川市滞在型観光バスツアー 助成金請求書(様式第6号)による申請者からの請求に基づき、助成金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 事務局は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) ツアー内容の変更、日程の変更等の事前連絡が無かったとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 法令又はこれらに基づく事務局の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、申請者について交付すべき助成金の額の確定があった後においても、同様とする。

(助成金の返還)

第10条 事務局は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、柳川市滞在型バスツアー助成事業事務局 代表者 柳川市観光協会々長が別に定める。

附則

この要綱は、平成29年 9月 15日から施行する。